

令和 2 年度
食品安全委員会緊急時対応訓練
実施結果報告書（案）

令和 3 年 2 月

食品安全委員会企画等専門調査会

目 次

I	実施した訓練の内容	
1	実務研修	1
2	確認訓練	3
II	訓練結果の検証	
1	実施した訓練ごとの検証	4
2	重点課題ごとの検証	7

1 I 実施した訓練の内容

2
3 令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）を踏まえて
4 作成した「令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に従い、以下の訓練を実施した。
5

6 1 実務研修

7 (1) 緊急時対応手順研修

8
9 緊急時に、全職員が初動対応を確実に行うことができるようにするため、本研修を実施した。また、緊急時における初動対応として、食品安全委員会ホームページの更新等に
10 必要な知識・技能の習得を目的として、本研修を実施した。
11

12 ア 日時及び会場

13 日時：5月29日（金）9時～10時及び17時～18時

14 新型コロナウイルス感染症対策のため、2回に分けて、Skypeを使用し実施した。

15 実施会場：食品安全委員会執務室（テレワーク者については自宅）

16 イ 参加者

17 事務局職員のうち、本研修を過去に受講したことの無い係長級職員を対象に、約14
18 名が参加した。

19 ウ 内容

20 （緊急時対応手順の概要）

21 政府全体の緊急時対応の枠組み、手順書に基づく緊急時対応の手順、各課の主な
22 役割、平成25年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案への対応等について、講
23 師役職員から説明を行った。

24 （ホームページ掲載等）

25 緊急時におけるホームページの更新手順や、Facebook及びブログへの投稿手順につ
26 いて講師役職員から説明を行った。

27 (2) 情報収集・発信研修

28 ①情報発信研修

29 緊急時における情報発信の基本的な知識・技能を習得するため、本研修を実施し
30 た。新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数で複数回に分けて実施した。

31 ア 日時及び会場

32 日時：令和2年7月15日（水）10時30分から11時30分まで

33 場所：食品安全委員会委員会室

34 イ 参加者

35 事務局職員10名が参加した。

36 ウ 内容

37 堀口委員を講師として、「書く」ことでの情報発信に関する気づきや学びを得
38 るブロックワークを実施した。
39

1
2 ②情報共有研修

3 緊急時における情報共有に必要な知識・技能を習得するため、本研修を実施した。

4 ア 日時及び会場

5 日時：令和2年7月17日（金） 13時30分から15時まで

6 会場：食品安全委員会委員会室

7 イ 参加者

8 事務局職員16名が参加した。

9 ウ 内容

10 堀口委員を講師として、情報共有を中心とした気づきや学びを得るグループワ
11 ークを実施した。

12
13 ③情報共有・発信研修

14 緊急時における情報共有・発信に必要な知識・技能を習得するため、本研修を実施し
15 た。

16 ア 日時及び会場

17 日時：①令和2年7月29日（水） 13時30分から15時まで

18 ②令和2年7月31日（金） 15時から16時30分まで

19 会場：食品安全委員会委員会室

20 イ 参加者

21 事務局職員18名が参加した。

22 ウ 内容

23 堀口委員を講師として情報の共有や発信を中心とした気づきや学びを得るグル
24 ープワークを実施した。

25
26 (3) 対応事例講習会

27 食品安全に関する緊急時対応について、情報の収集・発信をはじめとした実際の対応事
28 例について学ぶ講習会を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリ
29 ッド形式で実施した。

30 ア 日時及び会場

31 日時：令和2年10月7日（水） 10時15分から12時まで

32 会場：食品安全委員会中会議室

33 イ 参加者

34 事務局職員32名が参加した。

35 ウ 内容

36 東日本大震災当時、情報・緊急時対応課長だった一般社団法人日本乳業協会の本郷常
37 務を講師として、酪農乳業界における緊急事態と危機管理対策・食品安全確保並びに食
38 品安全委員会における緊急時対応事例（福島原発事故）の紹介、事例を通して得た教訓
39 等についての講義が行われた。

2 確認訓練

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

(1) 日時及び会場

日時：令和2年12月10日（木） 9時30分から17時まで

会場：食品安全委員会執務室

(2) 参加者

役割	参加者
プレーヤー (訓練実施者)	委員：佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田緑委員 事務局：事務局長、事務局次長、総務課（3名）、評価第一課（12名）、評価第二課（2名）、情報・勧告広報課（12名） 他省庁：消費者庁、警察庁、厚生労働省、農林水産省
コントローラー (条件付与係)	事務局（5名）、消費者庁
モニター (訓練評価者)	事務局長、事務局次長及び各課長

(3) 内容

訓練は、具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、事案が発生してから資料を作成するなど実践的に行った。特に、外部からの問合せのパターンを多様にするなど、より現実的な想定事項を組み入れた。

なお、本訓練は消費者庁が企画の中心となり、消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省及び農林水産省の5府省庁合同で訓練を行い、総括官制度（※）を実践した。

また、今回の訓練は、実際に事案が発生したと誤解されないようにするため、以下の行為については想定で実施したこととして取り扱い、実際には行わなかった。

- ①官房幹部や関係専門委員等の外部への情報連絡
- ②ホームページ掲載に係る公開処理（公開直前の段階までは実施）
- ③メルマガの配信（メルマガの文書作成までは実施）
- ④Facebookへの投稿（投稿文書の作成までは実施）

（※）総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらの者による連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約・共有を図る制度

訓練

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

- 1 危害因子
農薬「メソミル」
- 2 原因食品
冷凍食品（カットほうれん草）
- 3 状況設定及び訓練の経過
【訓練前日まで】
3自治体で食中毒事件が発生（この時点で原因は不明）
【12月10日】
10:00 厚生労働省からの情報共有（食中毒に係る自治体のプレスリリースの共有）（第1報）
11:10 食品安全委員会 facebook、公式ブログに注意喚起を投稿、食品安全委員会メールマガジン（臨時号）発信
12:00 厚生労働省からの情報共有（2自治体において被害が発生している旨のプレスリリース）（第2報）
16:00 総括官会議開催（於：消費者庁）
随時：食品安全委員会に国民や報道機関、議員事務所からの問合せが相次ぐ。

1

2

1 II 訓練結果の検証

2 令和2年度に実施した訓練の検証結果は、以下のとおりである。

4 1 実施した訓練ごとの検証

6 (1) 緊急時対応手順研修

7 ○ 研修参加者を対象に実施したアンケート

8 ・ ホームページ更新手順は理解できたか。

9 十分理解できた 60% ある程度理解できた 40%

10 ・ facebook やブログ更新手順は理解できたか。

11 十分理解できた 20% ある程度理解できた 80%

12 <課題>

13 ・ 実際にホームページ等を更新する作業をしてみる必要がある。

16 (2) 情報収集・発信研修

17 ○ 研修参加者を対象に実施したアンケート結果

18 ・ 緊急時における情報発信に当たって留意すべき事項を考える上で、本研修に参加した
19 ことは有益だったか。

20 ① 情報発信研修 有益 80% ある程度有益 20%

21 ② 情報共有研修 有益 94% ある程度有益 6%

22 ③ 情報共有・発信研修 有益 88% ある程度有益 12%

23
24 ・ 研修の内容は、緊急時における情報共有・発信に当たる際の、知識・技能の習得とい
25 う点で、適当だったか。

26 ① 情報発信研修 適当 70% ある程度適当 30%

27 ② 情報共有研修 適当 75% ある程度適当 25%

28 ③ 情報共有・発信研修 適当 81% ある程度適当 19%

29
30 <①～③共通課題>

31 ・ テレワークを前提とした研修もあってよい。

32 ・ 研修の経験を業務に生かすための検討が必要。

34 (3) 対応事例講習会

35 ○ 受講者を対象としたアンケート結果

36 ・ 緊急時における情報共有・発信に当たって留意すべき事項を考える上で、本研修に参
37 加したことは有益だったか。

38 有益 77% ある程度有益 15% あまり有益でない 8%

1
2 ・研修の内容は、緊急時における情報共有・発信に当たる際の、知識・技能の習得とい
3 う点で、適当だったか。

4 適当 85% ある程度適当 15%

5
6 (4) 確認訓練

7 ○ 上記3研修の内容について、確認訓練において以下のとおり実施された。

8 ・ 緊急時対応手順研修で確認された事務局内の役割分担に応じた初動対応及び
9 食品安全委員会ホームページ等への情報掲載は、おおむね的確に実施された。

10 ・ 情報収集・分析研修及び情報共有・発信研修での研修内容を踏まえた、緊急事態に
11 おける情報収集・分析や Facebook 等への記事の投稿は、おおむね的確に実施された。

12
13 ○ 訓練実施者を対象に実施したアンケート結果

14 ・ 手順に基づく訓練の実施

15 概ね良くできた 64% 課題が多い 29% どちらでもない 7%

16 ・ 適切な資料の作成

17 概ね良くできた 64% 課題が多い 29% どちらでもない 7%

18 ・ 適切な問い合わせ対応

19 概ね良くできた 76% 課題が多い 29% どちらでもない 13%

20 ・ 訓練の形式

21 概ね良くできた 58% 課題が多い 29% どちらでもない 13%

22 ・ 訓練のシナリオの適確性

23 概ね良くできた 29% 課題が多い 58% どちらでもない 13%

24
25 <課題>

26 ・ シナリオ上、事案が発生してから、原因が特定されるまでの時間が短く設定さ
27 れていた点が、現実的でなかった。

○小西専門委員から

【意見内容】

緊急時対応訓練の実施につきまして、参加者の方々も、実施に向けて準備な
されたスタッフの皆さんも大変だったと思います。お疲れ様でした。

訓練シナリオの策定と実施について、課題として「シナリオ上、事案が発生し
てから、原因が特定されるまでの時間が短く設定されていた点が、現実的では
なかった。」と記述かたら感じましたことを、意見というよりも、所感として
発言させていただきます。

緊急事態発生時には、情報が錯綜したり、事実確認、事実確定が思うように
進まなかったり、情報が二転三転することが起こりがちだと思います。「事案
が発生してから、原因が特定されるまでの時間」は対策本部や担当者の皆さん
にとって、情報発信に向けた重要な時間であるとともに、「一刻も早く情報開

示して被害を拡大させない」とことと「できるだけ確実な情報を発信して混乱を最小限にとどめる」こととのせめぎあいのなかで判断に苦慮、苦悩する時間帯でもあると思います。この時間帯の対応、対処、判断をシミュレーションしておくことはとても大切だと感じています。とくに基本スタンスが決まりつつあるときに、新たな情報が入ってきてスタンスを再考を要するようなシナリオの設定に基づく対応訓練は経験しておく効果的だと思っています。

緊急事態や危機案件への対応を担当したり、危機対応訓練を受けたり、訓練シナリオを策定、実施した、私の拙い経験から感じたことを申し述べました。食品安全委員会の緊急時対応訓練の目的と異なっていたり、既に実施なされていたり、ご検討済みでしたらこの発言を棄却願います。よろしく願います。

1
2
3
4

- ・ 今後に向けて、テレワークを実施している職員がいる状況における連携が上手くいかなかった。

1 **2 重点課題ごとの検証**

2 訓練計画に示された重点課題についての対応及び課題は、以下のとおりである。

《重点課題》

(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

○ 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。

- ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。
- ② 緊急時における国民への情報提供を、わかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。
- ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

○ 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

(2) 緊急時対応手順書等の実効性の向上

本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

3
4 (1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

5 <重点課題への対応>

6 ○ 手順書により、各担当の役割を分かりやすく整理することで、緊急時における初動対応
7 をより機動的なものとした。（①関係）

8 ○ 緊急時対応手順研修の実施により、食品安全委員会における緊急時対応やホームページ
9 の掲載方法について職員の理解を深め、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える
10 体制を構築できた。（①・②関係）

11 ○ 関係省庁と連携し、確認訓練を実践的な内容で実施したことにより、政府全体としての
12 緊急時の初動対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研
13 修で習得した技術・知識のレベルを確認することができた。（③関係）

14 <課題>

15 ○ 引き続き、食品安全委員会の役割に即した研修等を積み重ねることにより、リスク評価
16 機関に求められる緊急時対応体制を強化する必要がある。（②関係）

17 ○ 実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は、必要な技能を習得し、その習得レベルを
18 確認する上で効果的な設計であると考えられた。次年度についても、今年度の訓練結果を
19 踏まえた必要な改善を行いつつ、引き続き訓練を実施する。

20

1 (2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

2 <重点課題への対応>

- 3 ○ 手順書に基づいて行動することにより、意思決定や業務の効率化を図ることができた。
- 4 ○ 業務の実態に沿って、手順書の役割分担を一部柔軟に運用することで、各省庁からの情
- 5 報を事務局内で円滑に共有することができた。

6 <課題>

- 7 ○ 確認訓練において、掲示板を使用する等により、情報を時系列に整理するための工夫が
- 8 必要という指摘が出された。

令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

1 基本方針

食品安全委員会では、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定。）に基づき、食品安全委員会緊急時対応指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）を策定しており、指針においては、平時から、緊急時対応訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における対応の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとしている。また、令和 2 年度の緊急時対応訓練においても、緊急事態の対処体制をより一層強化するため、継続的に訓練を実施する必要があると確認された。

これらを踏まえ、食品安全委員会は、前年度までの訓練の成果をいかしつつ、必要な改善を行った上で、令和 3 年度においても引き続き緊急時対応訓練を実施する。実施に当たっては、政府全体としての緊急時対応体制を強化するため、緊急時対応の取りまとめの役割を担う消費者庁と密に連携を取るとともに、関係府省間における食品安全委員会としての役割分担を踏まえつつ、訓練を設計することとする。

2 重点課題

(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

○ 以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。

① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。

② 緊急時における国民への情報提供を、分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。

③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

○ 緊急時において、関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

(2) 緊急時対応手順書等の実効性の向上

○ 本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応を行った場合は、その対応状況を含む。）を確認しつつ、必要に応じて、指針、手順書等の見直しを行う。

○ 職員がテレワークを実施している状態における緊急時対応を想定した訓練を実施する。

3 本訓練計画の実施スケジュール

令和 3 年 4 月	緊急時対応訓練の詳細決定
4 月～11 月	実務研修の実施
12 月	確認訓練の実施

（注）確認訓練の実施時期は、関係省庁との合同訓練の実施時期により、変更があり得る。